

財政的援助団体等監査の結果に 基づく措置事項

平成 2 8 年 度

佐 賀 県 監 査 委 員

平成 29 年 6 月 6 日付けで公表した財政的援助団体等監査の結果について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により佐賀県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 29 日

佐賀県監査委員	池 田 巧
同	森 田 信 彦
同	三 竿 博 史
同	石 井 秀 夫

目 次

1	重要な指摘事項に係る措置事項	1
1 - 1	各団体に対するもの	
	日興食品株式会社（循環型社会推進課）	1
	一般財団法人地域精神保健研究財団（長寿社会課）	1
1 - 2	各所管課に対するもの	
	循環型社会推進課（日興食品株式会社）	2
	長寿社会課（一般財団法人地域精神保健研究財団）	2
2	その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項	3
2 - 1	各団体に対するもの	
	公益財団法人佐賀県芸術文化協会（文化課）	3
	公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金（福祉課、長寿社会課）	3
	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団（長寿社会課）	3
	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（医務課）	4
	公益財団法人佐賀県臓器バンク（健康増進課）	5
	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（産業企画課）	5
	公益社団法人佐賀県農業公社（農産課）	6
	公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会（園芸課）	6
	一般社団法人佐賀県畜産公社（畜産課）	7
	学校法人大隈記念早稲田佐賀学園（法務私学課）	7
	ヒューマンアカデミー株式会社（国際課）	8
	株式会社サガテレビ（文化課）	8
	一般社団法人佐賀県観光連盟（観光課）	8
	社会福祉法人天寿会（長寿社会課）	9
	ジェイアイ傷害火災保険株式会社（企業立地課）	9
	佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会（生産者支援課）	9
	ヨコオ飼料米生産組合（畜産課）	10
	一般社団法人佐賀県木材協会（林業課）	10
	佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会（流通・通商課）	11
	特定非営利活動法人みんなの森プロジェクト	
	[佐賀県北山少年自然の家]（まなび課）	11
	社会福祉法人佐賀ライトハウス	
	[佐賀県立点字図書館]（障害福祉課）	12
	特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会	
	[佐賀県射撃研修センター]（生産者支援課）	13
	川原建設株式会社[県営住宅]（建築住宅課）	13

2 - 2 各所管課及び関係課に対するもの

【出資団体等関係】

長寿社会課（公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団）	14
医務課（地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館）	15
農産課（公益社団法人佐賀県農業公社）	15

【補助金等交付団体関係】

国際課（ヒューマンアカデミー株式会社ほか1団体）	15
文化課（株式会社サガテレビ）	16
くらしの安全安心課（特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム）	16
循環型社会推進課（一般社団法人佐賀県産業廃棄物協会）	16
長寿社会課（一般財団法人地域精神保健研究財団ほか12団体）	17
医務課（独立行政法人国立病院機構佐賀病院）	17
企業立地課（ジェイアイ傷害火災保険株式会社ほか10団体）	18
生産者支援課（佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会ほか14団体）	18
園芸課（大和町みかん生産部会ほか7団体）	19
林業課（一般社団法人佐賀県木材協会）	19

【公の施設の指定管理団体関係】

障害福祉課（社会福祉法人佐賀ライトハウス[佐賀県立点字図書館]）	20
生産者支援課（特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会 [佐賀県射撃研修センター]）	20
建築住宅課（川原建設株式会社[県営住宅]）	21

1 重要な指摘事項に係る措置事項

1 - 1 団体に対するもの

監 査 対 象 団 体	日興食品株式会社
所 管 課	循環型社会推進課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 10 月 12 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成 26 年度佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金関係】</p> <p>(1)補助対象経費の算定で補助対象経費外経費を含めて補助金を申請し、過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>補助対象外の設備の電気工事費用を補助対象経費に含めて補助対象事業として事業実績報告書を提出し、過大に補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 1,313,700 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>監査対象団体に対し、補助事業の実績報告書の訂正を求め、平成 29 年 2 月 10 日付けで、補助事業実績報告書が再提出された。</p> <p>平成 29 年 2 月 21 日付けで補助金の額の再確定を行い、また併せて超過交付額についても返還を求め、平成 29 年 2 月 27 日に 1,313,700 円の返還を確認した。</p> <p>今後、監査対象団体においても、補助事業を実施するにあたっては、補助対象外経費が含まれないよう、複数の担当部署の責任者で、工事内容等を確認し、適正な補助事業の実施を行うこととしている。</p>

監 査 対 象 団 体	一般財団法人地域精神保健研究財団
所 管 課	長寿社会課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 6 月 23 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県訪問看護ステーション規模拡大支援事業】</p> <p>(1)補助対象経費の算定で事業実施に伴う介護報酬等の控除が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>補助金の算定に当たっては、訪問看護ステーションの人材育成のための経費として、新規雇用職員及び職場研修指導者の人件費について、採用後 6 か月を限度として算定した額から、事業実施に伴い発生する介護報酬等の収入額を控除した額と、補助基準額の 2,000 千円のいずれか低い額を補助対象としている。</p> <p>しかしながら、補助事業者は事業実施に伴い発生する介護報酬等の収入を補助対</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>控除額の再計算を行い、適正な控除額を算出し、過大に受給した補助金については、返還の手続きを行った。</p> <p>なお、過大受領の補助金については、平成 29 年 6 月 29 日、全額返納済み。</p>

<p>象から適正に控除していなかったことにより、過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>過大補助金受領額 1,696,000 円</p>	
--	--

1 - 2 所管課に対するもの

所 管 課	循環型社会推進課
監 査 対 象 団 体	日興食品株式会社
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成 26 年度佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 団体に対する指導及び実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあった。</p> <p>補助事業の対象外となる施設の電気工事費用が補助対象経費に含まれていたが、審査が不十分で過大に補助金を交付していた。</p> <p>過大補助金交付額 1,313,700 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>監査対象団体に対し、補助事業の実績報告書の訂正を求め、平成 29 年 2 月 10 日付けで補助事業実績報告書の再提出を受理した。</p> <p>平成 29 年 2 月 21 日付けで補助金の額の再確定を行い、超過交付額 1,313,700 円を佐賀県補助金等交付規則第 17 条第 2 項の規定により、返還を求め、2 月 27 日に返還を確認した。</p> <p>また、今後は補助対象経費の算定に際しては、補助対象工事と対象外工事の説明資料を求め、その確認作業を補助金審査表の項目に加え、さらに複数人でのチェックを行うなど業務の改善を図った。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	一般財団法人地域精神保健研究財団
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県訪問看護ステーション規模拡大支援事業】</p> <p>(1) 実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあった。</p> <p>補助金の算定で、事業実施に伴い診療報酬、介護報酬、寄付金その他の収入があるときは補助対象経費から控除することとなっているが、実績報告書の審査(額の確定)に際し、控除額を確認できるものがなく、控除額を精査しないままに額の確定を行い、過大に補助金を交付しているものがあった。</p> <p>過大補助金交付額 1,696,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、事業者に控除額を確認できる書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて聞き取り調査を行うなど適正な審査を行っていく。</p>

2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

2 - 1 各団体に対するもの

監査対象団体	公益財団法人佐賀県芸術文化協会
所管課	文化課
監査執行年月日	平成28年7月4日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)承認手続きで検討を要するものがあった。</p> <p>当団体の事業の実施について企画・立案し、理事会に意見を述べる運営委員会委員の選任を事務局長が決裁していた。</p> <p>決裁規程に明記するよう検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>運営委員会委員の選任については、理事長の専決事項とし、平成29年4月26日に、公益財団法人佐賀県芸術文化協会決裁規程別表(第7条関係)理事長決裁事項の中の「その他前各号に準ずる事項に関すること」に該当するとの整理を行った。</p>

監査対象団体	公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金
所管課	福祉課、長寿社会課
監査執行年月日	平成28年10月5日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)承認手続きで適正でないものがあった。</p> <p>資金の運用管理計画について、「公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金資金運用管理規定」に基づき、代表理事の承認を得るべきであったが、口頭による説明のみで、決裁行為がなされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>資金の運用管理計画については、「公益財団法人地域福祉振興基金資金運用管理規定」に基づき、平成29年度から、代表理事への説明のみならず、決裁行為を行っている。</p>

監査対象団体	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団
所管課	長寿社会課
監査執行年月日	平成28年9月12日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)規程で見直しが必要なものがあった。</p> <p>規程と実態が整合していないことから、規程の見直しを行う必要がある。</p> <p>役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程第4条では「常務理事に対する報酬額は、月額227,100円」と規定されているが、実態は事務局長の給料手当として支払われており、規定との齟齬が生じている。</p> <p>役員及び職員等の旅費に関する規程第3条には「佐賀県職員等の旅費に関する条例に準じて理事長が定める」と規定されているが、実態は定められておらず、</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>事務局職員を兼務する理事に対して、報酬及び費用弁償を支給しないこととする改正議案を平成29年6月1日開催の理事会に諮り、承認を受け、役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正を行った。</p> <p>また、職員の旅費規程については、既存の役員及び職員等の旅費に関する規程を廃止し、県職員の旅費に関する条例に基づき準じて算出するよう定めた規程の制定議案を平成29年6月1日開催の理事会に諮り、承認されたことを受け、職員等の旅費に関する規程の制定を行った。</p>

<p>規定との齟齬が生じている。</p> <p>【明るい長寿社会づくり推進事業費補助関係】 (2)実績報告書の記載で不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱には、事業の効果は「できるだけ客観的指標に基づいて記載し、特に補助申請当初に意図していた事業効果が発現されるのか、期待できるのかという観点から記述すること。」とされているが、効果の明示が不十分であつた。</p>	<p>平成28年度の実績報告を行ったが、個別事業の効果について記載するように改善を図つた。</p>
---	---

<p>監査対象団体</p>	<p>地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館</p>
<p>所管課</p>	<p>医務課</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成28年9月15日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県地域連携パス・二次活用推進事業費補助関係】</p> <p>(1)契約事務で、適正でないものがあつた。</p> <p>予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>160万円を超える財産の買入れにあつては、佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則で、予定価格調書を作成することと規定されているが、資産購入(サーバー、システム開発)に際して、予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>競争入札すべきものを随意契約(見積もり合わせ)しているものがあつた。</p> <p>資産購入(10,600千円)に際し、佐賀県医療センター好生館会計規程に定める契約の方法で競争入札ではなく、随意契約(見積もり合わせ)しているものがあつた。</p> <p>【佐賀県ドクターヘリ施設設備整備事業費補助関係】</p> <p>(2)検査調書が作成されていなかった。</p> <p>契約金額が100万円を超える資産の買入れにあつては、佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則で、給付の完了の確認をするために必要な検査をしたときは、検査調書を作成することと規定</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則に基づき、予定価格調書を作成すべき場合は適切に作成する。</p> <p>今後は、佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則に基づき、競争入札すべき場合は適切に競争入札を行う。</p> <p>検査調書を作成する契約範囲を見直す等し、それに併せて契約事務取扱規則の改正を適切に行う。</p>

<p>されているが、作成されていなかった。</p> <p>【佐賀県医療センター好生館運営費負担金関係】</p> <p>(3)事務処理で、適正でないものがあった。 学会参加費の立替払については、地方独立法人佐賀県医療センター好生館会計規程で、あらかじめ得ることとされている会計責任者の承認が得られていなかった。</p>	<p>事前承認の徹底や様式の変更等、適正な事務処理について改善を図った。</p>
--	--

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県臓器バンク												
所 管 課	健康増進課												
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 7 月 7 日												
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)物品の管理で適切でないものがあった。 監査時点で、切手が適正に管理されていなかった。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">帳簿</td> <td style="text-align: left;">現物</td> <td style="text-align: left;">差額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">事業費分：120円切手 2枚</td> <td style="text-align: left;">1枚</td> <td style="text-align: left;">120円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">管理費分：82円切手 10枚</td> <td style="text-align: left;">4枚</td> <td style="text-align: left;">492円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: left;">612円</td> </tr> </table>	帳簿	現物	差額	事業費分：120円切手 2枚	1枚	120円	管理費分：82円切手 10枚	4枚	492円	計		612円	<p>(措置の内容)</p> <p>公益財団法人佐賀県臓器バンクにおいて切手台帳の記録内容、担当者の記憶等を基に、台帳上の切手枚数不足のうち、事業分(120円：第種定形外料金)1枚については医療機関等への資料送付に使用したもの、管理分(80円：普通定型25g以下料金)6枚については定時評議員会開催連絡に使用したものと推測した上で過誤修正を行った。</p> <p>併せて、適正管理の対策として受払時の記録を徹底し年度中途の台帳チェックを実施している。</p>
帳簿	現物	差額											
事業費分：120円切手 2枚	1枚	120円											
管理費分：82円切手 10枚	4枚	492円											
計		612円											

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
所 管 課	産業企画課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 9 月 27 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)承認手続きで適正でないものがあった。 臨時職員の採用の際、事務局長の決裁が必要なところ、口頭による承認のみで、採用決定の決裁を受けずに雇用していた。</p> <p>(2)会計事務で適正でないものがあった。 電話機等保守管理契約(自動更新有)において、電話機等の数量が増えたため、委託料が増額したにもかかわらず、契約変更を行っていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は適切な事務手続を徹底するよう指導し、団体においては各事業担当者に対し、計画的な事業の執行と適切な事務処理の徹底により、承認手続の遺漏が無いよう周知された。</p> <p>今後、同様な事態が発生しないよう、会計事務にあたっては、細心の注意を払い、再発防止策を検討するよう指導し、団体においては各事業担当者に対し、再発防止策及び規定遵守を徹底するよう周知された。</p>

監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県農業公社
所 管 課	農産課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 10 月 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)就業規則で見直しを要するものがあった。</p> <p>夏季休暇の規定の中で、取得単位に関する規定がなかった。</p> <p>規定では、3日の範囲内で取得することになっているが、就業規則に取得単位に関する規定がないので、実態に合わせて規定を整備されたい。</p> <p>休日の振替に関する規定がなかった。</p> <p>平成 26 年度から休日の振替を実施していたが、就業規則に休日の振替に関する規定がないので、実態に合わせて規定を整備されたい。</p> <p>(2)嘱託職員及び臨時職員の採用等に関する規定で、整備を要するものがあった。</p> <p>嘱託職員及び臨時職員の採用の起案の伺い文には、県の取扱いに準ずる旨の記載があったが、公社では「県の取扱いに準ずる」旨の規定が存在しなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>公益社団法人佐賀県農業公社に対し、就業規則の見直しについて指示し、以下のとおり改善が図られていることを確認した。</p> <p>(1)平成 28 年度第 2 回理事会(平成 28 年 11 月 18 日)において、就業規則が一部改正され、夏季休暇の取得単位が明記されたことを確認した。</p> <p>平成 28 年度第 2 回理事会(平成 28 年 11 月 18 日)において、就業規則が一部改正され、休日勤務の振替に関する規定が追加されたことを確認した。</p> <p>(2)平成 28 年度第 2 回理事会(平成 28 年 11 月 18 日)において、就業規則が一部改正され、嘱託職員及び臨時職員を含む非常勤職員の採用に関する規定が追加されたことを確認した。</p>

監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会
所 管 課	園芸課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 10 月 26 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)資産管理運用規程に則した事務処理が行われていなかった。</p> <p>団体の資産管理運用規程第 4 条第 2 項で、「理事長は、資産等の運用責任者を指名し、その運用に当たらせるものとする。」と規定されているが、運用責任者が指名されていなかった。</p> <p>(2)承認手続で適正でないものがあった。</p> <p>団体の資産管理運用規程第 6 条第 1 項には資産運用決定は理事長決裁が必要とさ</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>資産管理運用規程に規定する運用責任者を指名するよう団体へ指導したところ、平成 29 年 3 月 24 日開催の理事会で「理事長は、資産等の運用責任者として事務局長を指名し、その運用に当たらせるものとする。」と運用規程の一部が変更された。</p> <p>団体の事務局内で、承認手続の適正化(資産運用の決定については、事務局長ではなく理事長決裁すること)について職員に周知された。</p>

<p>れているが事務局長が決裁していた。</p> <p>(3) 物品の管理で不適切なものがあった。 監査時点で、切手・印紙が適正に管理されていなかった。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">台帳</td> <td style="text-align: center;">現物</td> <td style="text-align: center;">差</td> </tr> <tr> <td>130円切手</td> <td style="text-align: center;">29枚</td> <td style="text-align: center;">33枚</td> <td style="text-align: center;">520円</td> </tr> <tr> <td>200円印紙</td> <td style="text-align: center;">15枚</td> <td style="text-align: center;">14枚</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">320円</td> </tr> </table>		台帳	現物	差	130円切手	29枚	33枚	520円	200円印紙	15枚	14枚	200円		計		320円	<p>管理する物品については、事務局が年一回棚卸を実施することにより適切な管理を行い、再発防止に努める。</p>
	台帳	現物	差														
130円切手	29枚	33枚	520円														
200円印紙	15枚	14枚	200円														
	計		320円														

監査対象団体	一般社団法人佐賀県畜産公社
所管課	畜産課
監査執行年月日	平成28年10月4日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 契約事務で適正でないものがあった。 競争入札をすべき工事又は製造の請負について、2名以上からの見積もりによる随意契約の方法により契約が締結されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>競争入札によらない契約を行おうとする場合には、事前発注伺に経理規定の根拠条文を明記することとするなど、契約事務手続きに関し、一層の適正な運用を図ることとされた。</p>

監査対象団体	学校法人大隈記念早稲田佐賀学園
所管課	法務私学課
監査執行年月日	平成28年10月20日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立中学・高等学校運営費補助関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の算定で経費を二重に積算して補助金を申請し、過大に補助金を受領しているものがあった。 補助対象経費の積算過程において、経費の一部を二重に積算した実績報告書を提出し、過大に補助金を受領していた。 過大補助金受領額 52,000円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成28年9月28日付けで法人から当該補助金に関する実績報告書の再提出があり、10月6日付けで超過交付額 52,000円について返還するよう通知した。当該返還金については、10月13日に収納済である。</p>

監 査 対 象 団 体	ヒューマンアカデミー株式会社
所 管 課	国際課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 9 月 12 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県日本語教師育成支援事業費補助関係】</p> <p>(1)実績報告書で誤っているものがあった。 補助金の交付額には影響は生じないものの、実績報告書の「日本語教師雇用対象者名簿」における給与月額を誤って記載している月があった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>実績報告書の「日本語教師雇用対象者名簿」について、正しい給与月額に修正したものを再提出させた。</p>

監 査 対 象 団 体	株式会社サガテレビ
所 管 課	文化課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 9 月 30 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県大規模文化イベント誘致補助関係】</p> <p>(1)実績報告書で誤っているものがあった。 補助金額には影響はないが、補助対象とする番組制作費に計算誤りがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>本補助事業は平成 27 年度で終了したが、今後、同様の補助事業等が行われる場合は、計算誤りをしないよう確認を徹底する。</p>

監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県観光連盟
所 管 課	観光課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 10 月 11 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【一般社団法人佐賀県観光連盟補助関係】</p> <p>(1)決裁規程で見直しの検討を要するものがあった。 常務理事職の新設に伴い専務理事が空席となっているが、決裁規程には常務理事の専決事項に関する定めがないままである。事務局長による専務理事が専決すべき事務の代決が常態化しないよう決裁規程の見直しを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>決裁規程の見直しを行い、専決事項の専務理事決裁を常務理事決裁に改めた。(平成 29 年 4 月 1 日施行)</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人天寿会
所 管 課	長寿社会課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 10 月 12 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助関係】</p> <p>(1)補助金の事務手続で適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱で定められている補助財産を担保に供する場合の事前届出がなされていなかった。</p> <p>担保提供年月日：平成 27 年 9 月 7 日</p> <p>届出年月日：平成 27 年 10 月 26 日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助事業の執行に当たっては、補助金交付要綱等を十分確認し、今後は同様の誤りが発生しないよう担当職員に周知徹底を図った。</p>

監 査 対 象 団 体	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
所 管 課	企業立地課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 7 月 28 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助関係】</p> <p>(1)補助対象経費の算定で補助対象経費外の経費を含めて申請し、過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>補助金申請に際し、補助対象経費外とされている消費税を含めて補助金を申請し、過大に補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 940,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>過大受領分は平成 28 年 12 月 27 日に全額返納された。</p>

監 査 対 象 団 体	佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会
所 管 課	生産者支援課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 10 月 25 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助関係】</p> <p>(1)補助事業の事務手続で適正でないものがあった。</p> <p>協議会と猟友会支部との委託契約について、猟友会支部の事業実績を明らかにした資料が保存されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>協議会から猟友会支部に対して、直ちに、実績報告書の提出を依頼し、提出されている。</p>

監 査 対 象 団 体	ヨコオ飼料米生産組合
所 管 課	畜産課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 6 月 24 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【飼料用米耕畜連携モデル実証事業費補助関係】</p> <p>(1)補助対象設備の管理で適切でないものがあった。</p> <p>補助対象設備(飼料タンク)の所有はヨコオ飼料生産組合、この設備の実働は、同生産組合の構成員である(株)ヨコオの生産ラインの中に組み込んで行われている。</p> <p>補助対象設備の管理にあたり、当生産組合と(株)ヨコオの2者が関与していることから、両者の権利関係を明確にする取決めが必要であったが、書面での正式な取決めがなされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>ヨコオ飼料米生産組合に対し、補助対象設備(飼料タンク)の権利関係を書面にて締結するよう指導した。平成28年7月1日、当生産組合と(株)ヨコオの2者間で別添覚書が取り交わされた。</p>

監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県木材協会
所 管 課	林業課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 7 月 26 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業費補助関係】</p> <p>(1)補助金の事務手続で適正でないものがあった。</p> <p>佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施要領で定められている成工認定検査復命書を作成していたが、県へ提出していなかった。</p> <p>また、成工認定検査復命書に添付している検査状況写真が、検査時のものではなく、事業主体から提出のあった事業完了時に撮影された写真を使用しているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>事業主体に対して、同様の事例が生じないよう、監査での指摘・指導事項についての情報の共有を行い、平成28年7月27日付けで成工認定検査復命書が提出された。</p> <p>また、平成29年3月2日付けで現状認識、改善策を提出させ、適正な事業執行の周知徹底を図った。</p>

監 査 対 象 団 体	佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会
所 管 課	流通・通商課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 7 月 1 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀の米・麦・大豆マーケティング協議会負担金関係】</p> <p>(1)委託料の支払いで適正でないものがあった。</p> <p>『「さがびより」クローズドキャンペーン業務委託契約書』において、委託料は受託者の完了報告書の提出後支払うこととされているが、完了報告書が提出されないまま成果品の納入確認をもって支出されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>同様の誤りがないよう、協議会内で確認した。</p> <p>平成 28 年度の当該委託契約の完了報告書については、契約書の規定どおり、完了報告書の提出を受けた上で適切に支払った。</p> <p>今後も、契約書の規定どおり、適切に処理していく。</p>

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人みんなの森プロジェクト
所 管 課	まなび課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 10 月 31 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県北山少年自然の家関係】</p> <p>(1)実績報告書の記載について確認できる資料がないものがあった。</p> <p>事業ごとに作成された決算書のうち下記事業において、収入額と総勘定元帳記載の事業収入額に差異があり、確認できる資料がなかった。</p> <p>平成 27 年度ファミリー自然体験 in 北山 (5 月実施分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支決算書の収入額 47,068 円 ・総勘定元帳の事業収入額 44,548 円 <p>(2)契約事務で適正でないものがあった。</p> <p>委託契約書に受託者の押印がないものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>同様の誤りが起きないように、事業部門と経理部門が別々に作成する書類については、互いに確認し合うなどチェック体制の強化を図るよう指導を行った。</p> <p>契約書への押印を確認し、今後は適切に処理するよう指導を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀ライトハウス
所 管 課	障害福祉課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 8 月 16 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県立点字図書館関係】</p> <p>(1)佐賀県立点字図書館における苦情処理システム管理要綱に基づく報告が行われていなかった。</p> <p>佐賀県立点字図書館における苦情処理システム管理要綱第 1 1 条には「苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告をする」と規定されているが、報告されていなかった。</p> <p>(2)佐賀県立点字図書館における苦情処理システム管理要綱に基づく公表が行われていなかった。</p> <p>佐賀県立点字図書館における苦情処理システム管理要綱第 1 5 条(解決結果の公表)には「利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質、並びに信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、「事業報告書」や「広報誌」等に年 1 回実績を掲載し、公表する」と規定されているが、公表されていなかった。</p> <p>(3)佐賀県立点字図書館消防防災計画どおりに実施されていないものがあった。</p> <p>社会福祉法人佐賀ライトハウス六星館・佐賀県立点字図書館消防防災計画第 2 2 条には「防火管理者は、消火、通報、避難誘導を各職員と連携して年 2 回「総合訓練」を行うものとする」と規定されているが、1 回しか実施していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>社会福祉法人佐賀ライトハウスに対し、苦情処理システム管理要綱に基づく報告を行うよう指導した結果、職員に苦情受付時の対処法について文書で周知し、苦情受付・経過記録書を作成して、苦情解決責任者に報告する体制が整っていることを確認している。</p> <p>今後苦情を受け付けた場合は、苦情処理システム管理要綱に基づき事業報告書等の実績を記載し、公表するよう、社会福祉法人佐賀ライトハウスに対して指導の徹底を図った。</p> <p>平成 28 年度は、平成 28 年 9 月 13 日 (火) 及び平成 29 年 2 月 15 日 (水) に計 2 回実施されていることを確認している。</p>

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会
所 管 課	生産者支援課
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 11 月 1 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県射撃研修センター関係】</p> <p>(1)管理運營業務仕様書に反する取扱をしているものがあつた。</p> <p>研修室の使用許可に際して、管理運營業務仕様書定める使用許可申請書の提出及び使用の許可を証する書面を交付していなかつた。</p> <p>6 件 23,490 円(利用料)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>管理運營業務仕様書に従い、使用許可申請書の提出及び使用の許可を証する書面の交付を行っていることを確認した。</p>

監 査 対 象 団 体	川原建設株式会社												
所 管 課	建築住宅課												
監 査 執 行 年 月 日	平成 28 年 10 月 13 日												
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：県営住宅関係】</p> <p>(1)空家修繕の執行で適正でないものがあつた。</p> <p>平成 26 年度退去に係る空家修繕費(平成 26 年度執行分)を平成 27 年度の指定管理経費で執行しているものがあつた。</p> <table border="1"> <tr> <td>唐津管理室</td> <td>20 戸</td> <td>修繕費 8,325,720 円</td> </tr> <tr> <td>伊万里管理室</td> <td>6 戸</td> <td>" 2,520,180 円</td> </tr> <tr> <td>武雄管理室</td> <td>7 戸</td> <td>" 1,992,600 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33 戸</td> <td>12,838,500 円</td> </tr> </table>	唐津管理室	20 戸	修繕費 8,325,720 円	伊万里管理室	6 戸	" 2,520,180 円	武雄管理室	7 戸	" 1,992,600 円	計	33 戸	12,838,500 円	<p>(措置の内容)</p> <p>今後、同様な事態が発生しないよう、適切な事務処理を徹底するよう指導した。</p> <p>また、再発防止のため、体制の充実等を行った旨の報告を受けている。</p>
唐津管理室	20 戸	修繕費 8,325,720 円											
伊万里管理室	6 戸	" 2,520,180 円											
武雄管理室	7 戸	" 1,992,600 円											
計	33 戸	12,838,500 円											

2 - 2 各所管課及び関係課に対するもの

【出資団体等関係】

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 団体との連携で不十分なものがあつた。 平成 27 年度包括外部監査で、当該補助金についての効果測定や検証が不十分であるので、アンケート等により地域社会でのリーダー就任等の追跡調査等を求められているにもかかわらず、団体はこうした項目を加えることなくアンケート調査を実施していた。今後は、団体と十分に連携して業務を進めるよう徹底されたい。</p> <p>【明るい長寿社会づくり推進事業費補助関係】</p> <p>(2) 補助金交付要綱で改正を要するものがあつた。 補助対象経費に消費税及び地方消費税の課税対象経費が含まれているにもかかわらず、補助金交付要綱に仕入控除規定が定められていなかった。 補助金交付要綱の改正を検討されたい。</p> <p>(3) 実績報告書の審査で不十分なものがあつた。 実績報告書の審査に当たり、事業の効果は「できるだけ客観的指標に基づいて記載し、特に補助申請当初に意図していた事業効果が発現されるのか、期待できるのかという観点から記述すること。」と求めているにもかかわらず、そのような記載はなかった。 今後は、団体に的確な実績報告を行うよう指導するとともに、審査の徹底を図られたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>財団に対し、調査項目を追加するよう指導を行った。その結果、財団では、ゆめさが大学の卒業生 (1,161 人) に対して、地域での活動状況について、項目を追加してアンケート調査を実施し、今後の大学運営に資するデータを得ることができた。</p> <p>補助金交付要綱の改正を行い、仕入控除規定を追加し、平成 29 年 4 月 1 日から適用している。</p> <p>財団に対し、できる限り具体的な事業効果を記載するように指導を行った。その結果、平成 28 年度の実績報告では、事業毎の効果が記載されており、適正と認められた。今後もの確な実績報告が行われるよう指導し、審査を徹底していく。</p>

所 管 課	医務課
監 査 対 象 団 体	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県地域連携バス・二次活用推進事業費補助関係】</p> <p>(1)実績報告書の審査で不十分なものがあつた。</p> <p>補助金額に影響はないものの、対象外経費であるシステム保守経費を対象経費に算入した実績報告書を受理し、額の確定を行っていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後このようなことがないよう、実績報告書の確認を十分に行う。</p>

所 管 課	農産課
監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県農業公社
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県若い農業者就農促進事業費補助関係】</p> <p>(1)補助金交付要綱で整備を要するものがあつた。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間が定められていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>佐賀県若い農業者就農促進事業費補助金交付要綱(平成13年7月5日付け農産第302号佐賀県農林部長通知)について、「補助金交付申請処理に係る標準的な期間」を30日とすることを明記し、平成28年10月12日付けで関係機関へ通知した。</p>

【補助金等交付団体関係】

所 管 課	国際課
監 査 対 象 団 体	ヒューマンアカデミー株式会社ほか1団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県日本語教師育成支援事業費補助関係】</p> <p>(1)補助金交付要綱で見直しを要するものがあつた。</p> <p>事業実績報告の基礎となる日本語教師雇用対象者名簿の補助限度額の算定資料を提出させるなど、補助対象額の算定方法を明確にされたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助対象額の算定方法を明確にするため、事業実績報告の基礎となる日本語教師雇用対象者名簿の補助限度額の算定資料を実地に検査することとした。</p>

所 管 課	文化課
監 査 対 象 団 体	株式会社サガテレビ
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県大規模文化イベント誘致補助金関係】</p> <p>(1)補助事業の指導及び審査で不十分なものがあつた。</p> <p>補助金額には影響はないが、補助対象とする団体の番組制作費に計算誤りがあつた。</p> <p>団体に的確な実績報告を行うよう指導するとともに、審査の徹底を図る必要があつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>本補助事業は平成27年度で終了したが、今後、同様の補助事業等が行われる場合は、計算誤りをせず、慎重に的確に実績報告書を作成するよう、監査日の平成28年9月30日に株式会社サガテレビに対して指導を行った。</p> <p>また、今後同様の補助事業等が行われた場合は、適正な審査に努めていく。</p>

所 管 課	くらしの安全安心課
監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム
<p>(監査の結果)</p> <p>【適格消費者団体等活動推進事業費補助関係】</p> <p>(1)補助金交付要綱で整備を要するものがあつた。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間が定められていなかった。</p> <p>また、補助金で取得した財産の処分制限の規定が定められていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>要綱を一部改正し、標準的な処理期間及び補助金で取得した財産の処分制限を定めた。</p>

所 管 課	循環型社会推進課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県産業廃棄物協会
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成27年度佐賀県電子マニフェスト等適正管理促進事業費補助関係】</p> <p>(1)補助事業の指導及び審査で不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書で確認できる補助対象経費である推進委員設置費の積算に計算誤りがあり、実際より少ない金額で報告されているものがあつた。</p> <p>団体に的確な実績報告を行うよう指導するとともに、審査の徹底を図られたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成29年2月25日に、的確な実績報告を行うよう監査対象団体に指導を行った。</p> <p>また、今後は補助対象経費の審査に際しては、補助対象団体と十分な確認を行うなど審査事務の徹底を図っていく。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	一般財団法人地域精神保健研究財団ほか 12 団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県訪問看護ステーション規模拡大支援事業費補助】</p> <p>(1)実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあった。</p> <p>補助金の算定で、事業実施に伴い診療報酬、介護報酬、寄付金その他の収入があるときは補助対象経費から控除することとなっているが、実績報告書の審査(額の確定)に際し、控除額を確認できるものがなく、控除額を精査しないままに額の確定を行い、過大に補助金を交付しているものがあった。</p> <p style="text-align: center;">過大補助金交付額 9,000 円 (在宅介護お世話宅配便)</p> <p>(2)補助金交付要綱で見直しを要するものがあった。</p> <p>実績報告書の審査で、控除額を確認できる様式等が整備されておらず、補助金等の額の確定ができない状態となっていた。適正な実績報告書の審査ができるよう補助金交付要綱を見直されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、事業者に控除額を確認できる書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて聞き取り調査を行うなど適正な審査を行っていく。</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日付けで当該補助金の交付要綱を一部改正し、事業の実施に伴って得た診療報酬・介護報酬、寄付金等の収入の控除方法を明確化した。</p>

所 管 課	医務課
監 査 対 象 団 体	独立行政法人国立病院機構佐賀病院
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県がん診療施設設備整備事業費補助関係】</p> <p>(1)補助金交付要綱で整備を要するものがあった。</p> <p>がん診療施設設備整備事業費補助金について、交付申請に係る基準処理期間の定めのないものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後通知する交付要綱に記載がない場合は、改正して対応する。</p>

所 管 課	企業立地課
監 査 対 象 団 体	ジェイアイ傷害火災保険株式会社ほか 10 団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助関係】</p> <p>(1)実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあつた。 実績報告書において補助対象外となる消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)の一部が補助対象経費に含まれていたが、審査における確認が不十分で過大に補助金を交付していた。 過大補助金交付額 940,000 円</p> <p>(2)補助金交付要綱で見直しを要するものがあつた。 佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金は、消費税等の全額を補助の対象としていないが、その旨が同補助金交付要綱に記載されていない。また、消費税等全額を対象としてないため、実際は必要ない「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除」に関する規定が存在している。これらのことから、実務に沿ったものとなるよう、交付要綱を見直されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>過大交付分は平成 28 年 12 月 27 日に全額返納された。 また、今後このようなことがないように実績報告書の審査を徹底する。</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日付けで補助金交付要綱を改正し、補助対象経費に消費税は含まないことを明記するとともに「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除」に関する規定を削除した。</p>

所 管 課	生産者支援課
監 査 対 象 団 体	佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会 ほか 14 団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助関係】</p> <p>(1)団体への指導で不十分なものがあつた。 協議会と猟友会支部との委託契約について、猟友会支部の事業実績を明らかにした資料が保存されていない協議会があつた。 協議会によって実績報告の提出資料が異なっており、参考様式を示すなどして、協議会の事業実績を明らかにした書類を保存するよう、指導されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>各協議会及び各市町に事業を適切に実施するよう平成28年12月5日付けで事務連絡を行った。 さらに本年度の 4 月 27 日に開催した担当者会議において、上記事務連絡について説明し、事業を適切に実施するよう指導した。</p>

所 管 課	園芸課
監 査 対 象 団 体	大和町みかん生産部会ほか7団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【さが果樹産地強化対策事業補助関係】</p> <p>(1)補助金交付要綱で見直しを要するものがあった。 実績報告書の様式で、補助要件であるGAP(農業生産工程管理)の取組確認ができる書類が添付されていなかった。</p> <p>(2)実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあった。 実績報告書の審査で、補助対象外経費を含めて補助金額を確定し、過大に補助金を交付していた。 実績報告書の審査を徹底されたい。 過大補助金交付額 24,000円 (平成27年度大和町みかん生産部会分)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助金交付要綱を平成29年3月14日付けで改正した。</p> <p>指摘を受け、事業主体に対して指導を行った。 また、他の事業年度及び団体についても調査を行い、対象外経費に掛かる補助金が返納された。 今後は事業主体に対して周知徹底を行うとともに、審査を徹底し再発防止に努める。 調定日：平成29年3月10日 収納日：平成29年3月22日 返納総額：52,000円 (内訳) 大和町みかん生産部会：45,000円 (平成26・27年度) 小城みかん部会：7,000円 (平成26年度)</p>

所 管 課	林業課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県木材協会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業費補助関係】</p> <p>(1)団体への指導で不十分なものがあった。 成工認定検査復命書が県に提出されていなかったが、提出について指導していなかった。団体に対する指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>当該事業の完了確認については、事業主体の事務所にて行い、その際に、成工認定復命書が作成されていることを確認していたため、県へ提出されているものと誤認していた。 今後は、確実に提出がされているか、担当及び係長の二重チェックを行い、団体に対する指導を徹底する。</p>

【公の施設の指定管理団体関係】

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀ライトハウス (佐賀県立点字図書館)
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県立点字図書館関係】</p> <p>(1)管理運営に関する協定書と管理運営業務仕様書の規定に齟齬があった。</p> <p>管理運営に関する協定書第16条には、「甲(県)は、乙(団体)と協力し、施設利用者の満足度を調査するため、施設利用者へアンケート調査(以下「利用者満足度調査」という。)を実施し、その結果を乙と共有する」とあるが、管理運営業務仕様書には「指定管理者は、(中略)利用者満足度調査を実施することとする。」とある。実際には団体が利用者満足度調査を実施しており、双方の規定に齟齬があるので、実態に合わせて改善されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>管理運営業務仕様書については、「指定管理者は、(中略)県が実施する利用者満足度調査に協力すること。」と文言を修正し、実施主体を明記した。</p>

所 管 課	生産者支援課
監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会 (佐賀県射撃研修センター)
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県射撃研修センター関係】</p> <p>(1)行政財産使用許可に関する取扱いで適正でないものがあつた。</p> <p>佐賀県ライフル射撃協会所有の標的交換機等について、行政財産使用許可を行うことなく利用させていた。佐賀県公有財産規則に基づき適正に取り扱われたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成29年6月21日付けで、佐賀県公有財産規則に基づき、佐賀県ライフル射撃協会に対し行政財産の使用許可を行った。</p>

所 管 課	建築住宅課
監 査 対 象 団 体	川原建設株式会社 (県営住宅)
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：県営住宅関係】</p> <p>(1) 団体への指導で不十分なものがあつた。 実地調査及び事業報告書の審査が不十分で、過年度支出や多額の赤字発生を見過ごしていた。団体への指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後、同様な事態が発生しないよう、適切な事務処理を徹底するよう指導した。 また、再発防止のため、体制の充実等を行った旨の報告を受けている。 なお、実地調査及び実績報告書の審査についても更なる徹底を図る。</p>